

東葉高速鉄道活性化協議会事務局変更等に伴う例規の改正について

- | | |
|------------------------------|------|
| 1. 東葉高速鉄道活性化協議会規約 | 改正必要 |
| 2. 東葉高速鉄道活性化協議会事務局規程 | 改正必要 |
| 3. 東葉高速鉄道活性化協議会財務規程 | 改正必要 |
| 4. 東葉高速鉄道活性化協議会会議運営規程 | 改正不要 |
| 5. 東葉高速鉄道活性化協議会会議傍聴要綱 | 改正不要 |
| 6. 東葉高速鉄道活性化協議会会議録等の公開に関する要綱 | 改正不要 |

東葉高速鉄道活性化協議会規約

(設置)

第1条 この協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、東葉高速鉄道活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(名称及び事務所の位置)

第2条 協議会の名称及び事務所の位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 東葉高速鉄道活性化協議会
- (2) 事務所の位置 千葉県船橋市湊町2-10-25 船橋市役所内

(担当事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要とする事項の実施に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員及びオブザーバーをもって組織する。

(会長)

第5条 会長は、別表1に掲げる委員の互選によってこれを定める。

(副会長)

第6条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちから会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。前号以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

案

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知する。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議の議決の方法は出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前5項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、船橋市企画部総合交通計画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、船橋市、八千代市及び関係団体の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(監事)

第13条 協議会に監事を置く。

2 協議会の出納の監査は、会長が指名する別表1に掲げる委員がこれを行う。

3 前項の規定により指名を受けた監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

案

(報酬及び費用弁償)

第15条 第4条で定める委員及びオブザーバーは、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則 この規約は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成22年6月30日から施行する。

案

別紙 1

委員

八千代市	総務企画部長
船橋市	企画部長
東葉高速鉄道株式会社	社務総括及び総務部担当常務取締役 運輸施設部担当常務取締役
千葉県	総合企画部交通計画課長

オブザーバー

国土交通省 関東運輸局	鉄道部計画課長
国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局	運輸企画専門官
東京地下鉄株式会社	経営企画本部経営管理部課長

東葉高速鉄道活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東葉高速鉄道活性化協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、東葉高速鉄道活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、船橋市企画部総合交通計画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、船橋市企画部総合交通計画課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取り扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、船橋市において定めている文書の取り扱いの例による。

(公印の取り扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年6月30日から施行する。

案

別表（第6条関係）

名 称	形状・寸法	書 体	用 途	個 数	管理者
東葉高速鉄道 活性化協議会 会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">東 葉 高 速 鐵 道 活 性 化 協 議 会 会 長 之 印</div> 24mm×24mm	てん書	会長名 をもつ て発す る文書	1	事務局長

東葉高速鉄道活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東葉高速鉄道活性化協議会規約(以下「規約」という。)第14条の規定に基づき、東葉高速鉄道活性化協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、構成自治体からの負担金、関係団体からの負担金、国からの補助金、その他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度、予算を調製し、協議会に諮り、承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを船橋市長及び八千代市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会に諮り承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、構成自治体の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、構成自治体の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、監事の意見書を付して、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを船橋市長及び八千代市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

2 協議会が設立した年度においては、第2条第3項中「毎年4月1日に始まり」とあるのは「協議会設立の日から」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規程は、平成22年6月30日から施行する。

別表第 1 (第 4 条第 1 項)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫支出金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条第 2 項)

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費